

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条及び第45条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活支援課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1203)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会業務を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーは画面上では表示されず、特定の操作をしている間のみ表示されるように、制限されているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成・アクセス権限の適切な切替管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲しか閲覧できないように設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉部 保護課	福祉部 生活支援課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保護課長 渡部 淳二	生活支援課長 渡部 淳二		
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1314～1316)		
平成29年5月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 保護課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1601)	福祉部 生活支援課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1203)		
令和1年6月18日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 就労自立給付金の支給	就労自立給付金及び進学準備給付金の支給(2か所に追記)		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	3 重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	3 重大事故	発生あり	発生なし		
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 >1.2.>いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月17日		
令和4年8月17日	Ⅳリスク対策 >8.監査	自己点検	自己点検+内部監査(R2に実施したため)		
令和5年1月11日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事前	
令和5年1月11日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末	事前	
令和5年1月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、53、55条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、8号及び別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、8号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	事前	
令和5年1月11日	Ⅳリスク対策 >4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和5年2月7日	Ⅱしきい値判断項目 >1.2.>いつ時点の計数か	令和4年8月17日	令和5年2月7日		
令和6年7月12日	Ⅰ 関連情報 >1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 >②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月12日	Ⅰ 関連情報 >3. 個人番号の利用 >法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。) 第15条	番号法第9条、別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 >4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 >②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、8号及び別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、8号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第44条及び第45条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月12日	IIしきい値判断項目 >1.2.>いつ時点の計数か	2023/2/7	2024/7/12		
令和6年10月22日	I 関連情報 >4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 >②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第44条及び第45条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第44条及び第45条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	7/12提出分の修正
令和6年10月22日	IIしきい値判断項目 >1.2.>いつ時点の計数か	2024/7/12	2024/10/22		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 >8.人手を介在させる作業		十分である(判断の根拠:照会業務を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーは画面上では表示されず、特定の操作をしている間のみ表示されるように、制限されているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。)	事後	新様式による記載
令和7年1月7日	IVリスク対策 >11.最も優先度が高いと考えられる対策		十分である(判断の根拠:システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成・アクセス権限の適切な切替管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲しか閲覧できないように設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。)	事後	新様式による記載